

6章. 重点整備地区（JR膳所駅・京阪膳所駅周辺地区）

6-1. 重点整備地区の選定

JR 膳所駅・京阪膳所駅周辺地区（以下「膳所駅周辺地区」）は、駅北側には大型商業施設や高層住宅、学校施設があり、駅南側には、病院、福祉施設や短期大学など、生活関連施設となりうる施設が集積している地域です。

本地区は、大津京駅、大津駅周辺地区とともに大津市総合計画基本構想において、中心都市核として位置付けられているほか、びわ湖ホールや大津パルコが立地するにおの浜一丁目付近は、大津市中心市街地活性化基本計画に定められる中心市街地地域にも位置づけられており、浜大津港からの活性化軸が設定されるなど隣接する大津駅周辺地区と回遊性のある一体的な地域を形成しています。

しかしながら、膳所駅周辺地区は、膳所駅駅舎のバリアフリー化が未整備で、歩行者と車が混在する道路、狭小な駅前広場等、安全で快適な移動が確保されていない状況にあります。

こうした状況を踏まえ、膳所駅の橋上駅舎化を中心とした周辺交通体系の整備を目的として平成21年3月に「大津市膳所駅周辺整備基本構想」が策定されました。この構想では、膳所駅の改良計画とともに、周辺の整備も明らかにした実現性の高い計画が提案されています。

膳所駅周辺地区についてもこの機会を捉え、膳所駅の橋上化及び駅周辺整備に併せたバリアフリー化を進めていく必要があることから、重点整備地区に選定し、基本構想の策定を行うこととします。

膳所駅周辺地区を重点整備地区に選定することにより、大津駅、浜大津駅及び膳所駅、京阪膳所駅を含めたより広範囲のバリアフリー化が進められることとなり、大津駅周辺地区及び膳所駅周辺地区の回遊性がさらに高まることで、両地域の活性化が期待されます。

6-2. JR膳所駅・京阪膳所駅周辺地区の概況

1) 地域特性

①位置及び地勢

膳所駅周辺地区は、大津駅周辺地区と隣接し、大津市のほぼ中心部に位置しています。地区北側は琵琶湖に接しており、琵琶湖岸は大津国定公園に指定されています。地形的には地区南部から琵琶湖に向かって勾配が生じており、特に琵琶湖線より南側は比較的急な勾配となっています。

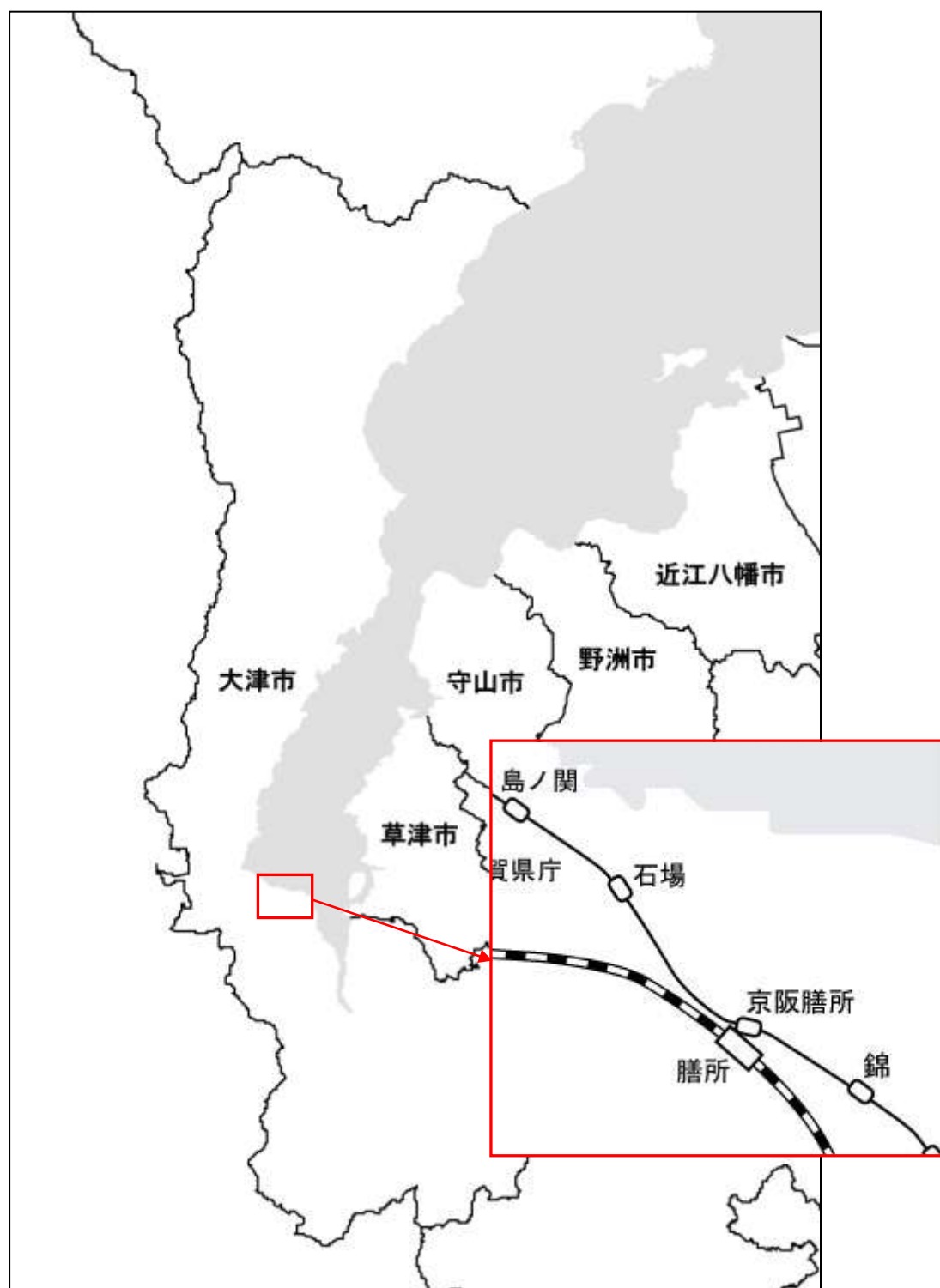


図 膳所駅周辺地区の位置

②施設の立地状況

地区北部のにおの浜周辺では、西武大津店や大津パルコといった大型商業施設が立地するほか、におの浜スポーツセンターやびわ湖ホールなどの利用者数が多数見込まれる公共施設も複数立地しています。

また、地区南部の膳所駅周辺では、地域医療支援病院である大津市民病院が立地しています。



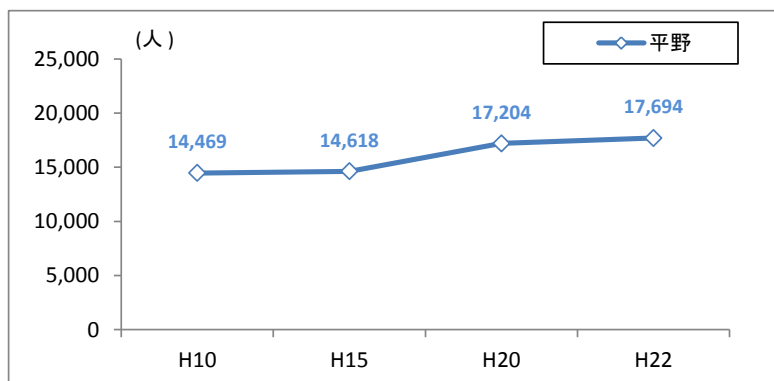
図 施設の立地状況

2) 人口特性

膳所駅周辺地区に対応する平野学区の人口推移をみると、平成 10 年から平成 22 年にかけて、増加傾向にあります。

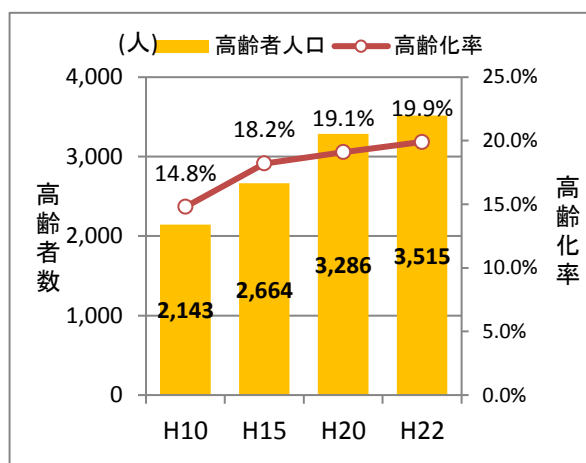
高齢者数についてみると、年々増加傾向にありますが、高齢化率については、市平均（20.2%：平成 22 年）をわずかながら下回っています。

膳所駅周辺地区の障がい者数は 694 人で、身体障がい者数が全体の 8 割程度を占めています。



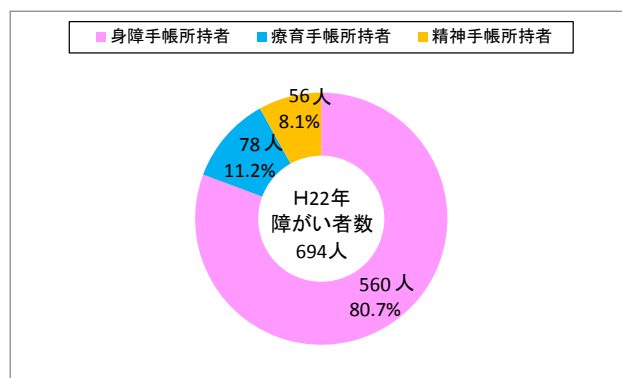
（資料：住民基本台帳人口・外国人登録者数、各年 9 月 30 日時点）

図 膳所駅周辺地区（平野学区）の人口の推移



（資料：住民基本台帳人口・外国人登録者数、各年 9 月 30 日時点）

図 膳所駅周辺地区（平野学区）の高齢者数と高齢化率の推移



（資料：大津市提供資料、3 月 31 日時点）

図 膳所駅周辺地区（平野学区）の障がい者数（平成 22 年）

3) 交通特性

膳所駅周辺地区では南北方向の幹線道路が少ないため、膳所駅、京阪膳所駅から北側の商業施設等が多数立地しているにおの浜周辺へは公共交通機関を使ったアクセスがしづらい状況となっています。



図 鉄道・バスネットワーク

4) 上位・関連計画

①大津市膳所駅周辺整備基本構想（平成 21 年 3 月策定）

膳所駅周辺は様々な広域拠点施設や生活関連施設が集中的に立地しており、新市街地としての発展が期待される地域ですが、交通弱者の安全で快適な移動が確保されていないという状況を踏まえ、膳所駅の橋上駅舎化を中心とした周辺交通体系整備の基本構想として策定されました。

以下の3点をまちづくりの視点として、目指すべき都市構造を示しています。

まちづくりの視点	重視すべき視点
安全に買物や散策を楽しめる歩行者空間を確保する	○歩行者が安心して買物や散策を楽しめる空間の確保 ○日常生活での利用を主体とした商店の連続性の確保
高齢者や障がい者、ベビーカーの親子など、誰もが安心して駅及び周辺施設を利用できる交通環境を確保する	○膳所駅を安心して利用できる条件や駅南北間を自由に行き来し周辺施設を利用できる環境を整える ○誰もが駅勢圏内各地区から膳所駅へアクセスできる交通手段の確保と電車への円滑な乗り換え動線の確保
地域の玄関口にふさわしい賑わいや交流を創出できる空間を確保する	○商店街等と一体となった地域の賑わいや交流を誘発させる都市機能の導入や空間の確保 ○地域の歴史性や眺望、地域らしさを印象づける景観形成等を意識した駅及び駅前広場等の空間づくり



6-3. 生活関連施設及び生活関連経路の選定

1) 生活関連施設の選定

バリアフリー新法では、高齢者、障がい者等が日常生活または社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設などの施設を「生活関連施設」と定義しています。

膳所駅周辺地区の生活関連施設選定の考え方を以下に設定するとともに、生活関連施設の選定結果を次頁に示します。

①周辺に生活関連施設が集積する鉄道駅

○鉄道駅は最も多数の利用客数が見込まれる施設であることから、施設間移動の拠点となるものであり、生活関連施設に選定します。

②広域的な利用が見込まれる施設

○市内だけでなく市外や県外からの利用も見込まれる施設については、バリアフリー化を推進する効果も大きいと考えられ、生活関連施設に選定します。

○広域的な利用が見込まれるレクリエーション上重要な公園についても選定します。

③地域の日常生活・社会生活を支えるうえで重要な施設

○高齢者、障がい者等が相当数利用すると見込まれる、地域の日常生活・社会生活上重要な施設について、生活関連施設に選定します。

○学校については、児童生徒等が1日の大半を過ごす活動の場であるとともに、災害時には地域住民の応急避難場所としての役割を果たすことから、バリアフリー環境を整備することが望ましく、生活関連施設に選定します。

○高齢者及び障がい者に対して行ったアンケート調査結果から、高齢者、障がい者がよく利用する施設について、生活関連施設に選定します。

膳所駅周辺地区における生活関連施設は、以下に示す 36 施設を位置づけしました。

なお、交通拠点の「膳所駅」、「京阪膳所駅」、「石場駅」は特定旅客施設に位置付けます。

表 生活関連施設

分類		No.	施設名	選定区分	
交通拠点		1	膳所駅	①	
		2	石場駅	①	
		3	京阪膳所駅	①	
		4	錦駅	③	
建築物	公共施設	5	ケアセンターおおつ	③	
		6	コラボしが 21	③	
		7	におの浜スポーツセンター	③	
		8	ピアザ淡海	③	
		9	びわ湖ホール	②	
		10	やまびこ総合支援センター	③	
		11	勤労福祉センター	③	
		12	県立体育館	②	
		13	県立武道館	②	
		14	市立障害者福祉センター	③	
		15	市立平野市民センター	③	
		16	大津警察署	②	
		17	大津市保健所	③	
		18	大津社会保険事務所	②	
		19	大津労働基準監督署	②	
		20	中老人福祉センター	③	
		病院	21	大津市民病院	②
		教育施設	22	県立大津高校・県立大津青陵高校馬場分校	②
			23	市立打出中学校	③
			24	市立平野小学校	③
	25		滋賀大学附属中学校	③	
	26		滋賀大学附属小学校	③	
	27		滋賀短期大学	②	
	金融機関	28	大津中央郵便局	②	
	宿泊施設	29	大津プリンスホテル	②	
	商業施設	30	アヤハディオ	③	
		31	大津パルコ	③	
		32	西武大津店	③	
		33	マックスバリュ	③	
都市公園		34	大津湖岸なぎさ公園	②	
路外駐車場		35	膳所駅前公共パーキング	②	
		36	タイムズ J R膳所駅前パーキング	②	

注. 選定区分：①…周辺に生活関連施設が集積する鉄道駅、②…広域的な利用が見込まれる施設、③…地域の日常生活・社会生活を支えるうえで重要な施設

注. 石場駅の乗降客数は移動等円滑化の促進に関する基本方針（案）の整備対象である乗降客数 3,000 人を満たしているとともに、周辺にはコラボしが 21 や勤労福祉センターなど生活関連施設が集積していることから、特定旅客施設とした

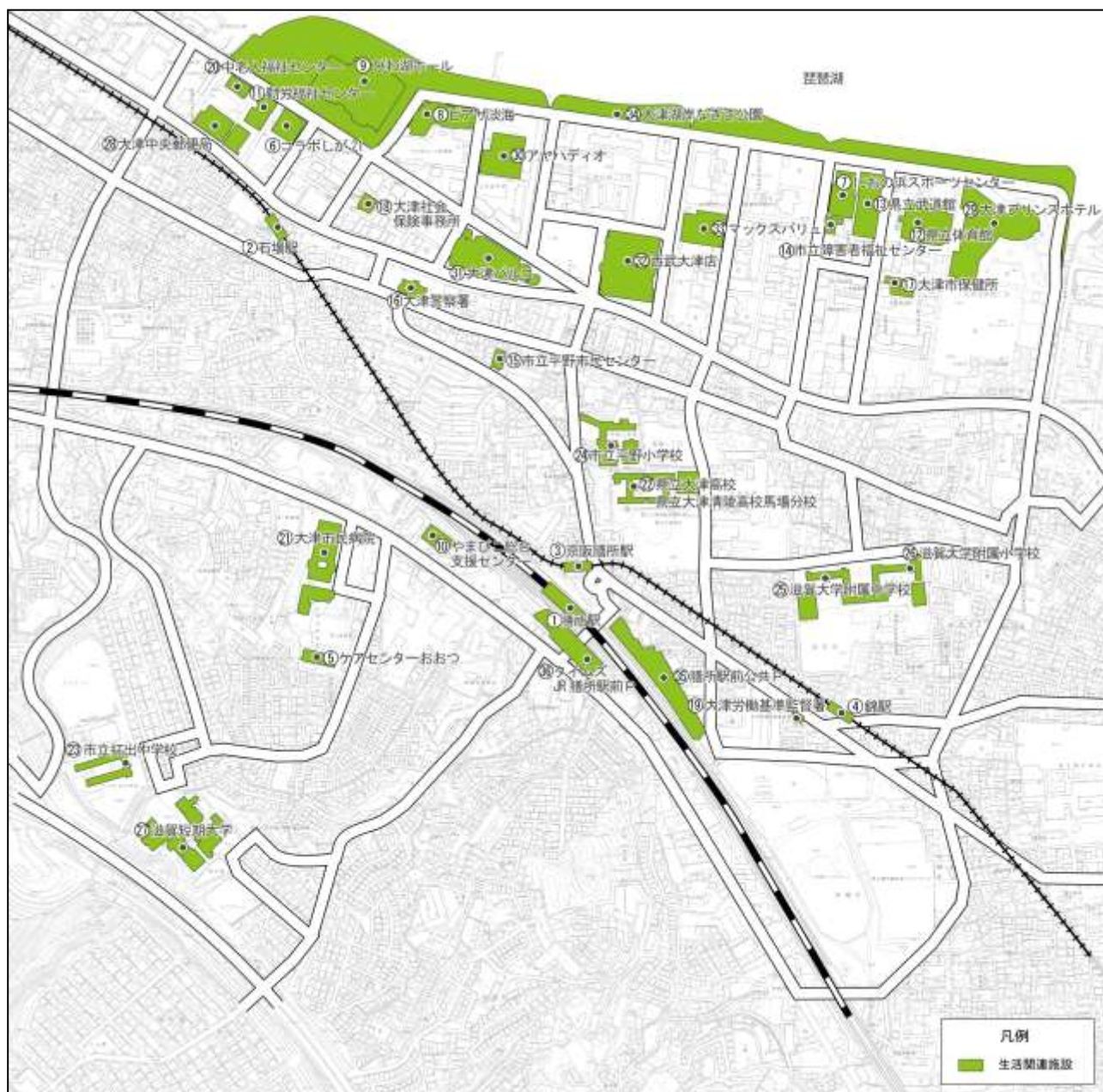


図 膳所駅周辺地区の生活関連施設

2) 生活関連経路の選定

膳所駅周辺地区では、鉄道駅と先に選定した生活関連施設を結ぶ経路及び生活関連施設相互を結ぶ経路を抽出し、アンケートにより高齢者、障がい者がよく利用する経路を把握した上で、以下の考え方から、特にバリアフリー化整備の必要性が高い経路を生活関連経路として選定します。

生活関連経路の選定結果を次頁に示します。

①生活関連施設相互を結ぶ経路

○生活関連施設の選定を行った上で、その相互間を結ぶ主要な経路を生活関連経路に選定します。

②高齢者、障がい者がよく利用する経路

○アンケートにより、高齢者、障がい者の方の普段の主な歩行路線を把握し、利用者が多い路線については、生活関連経路に選定します。

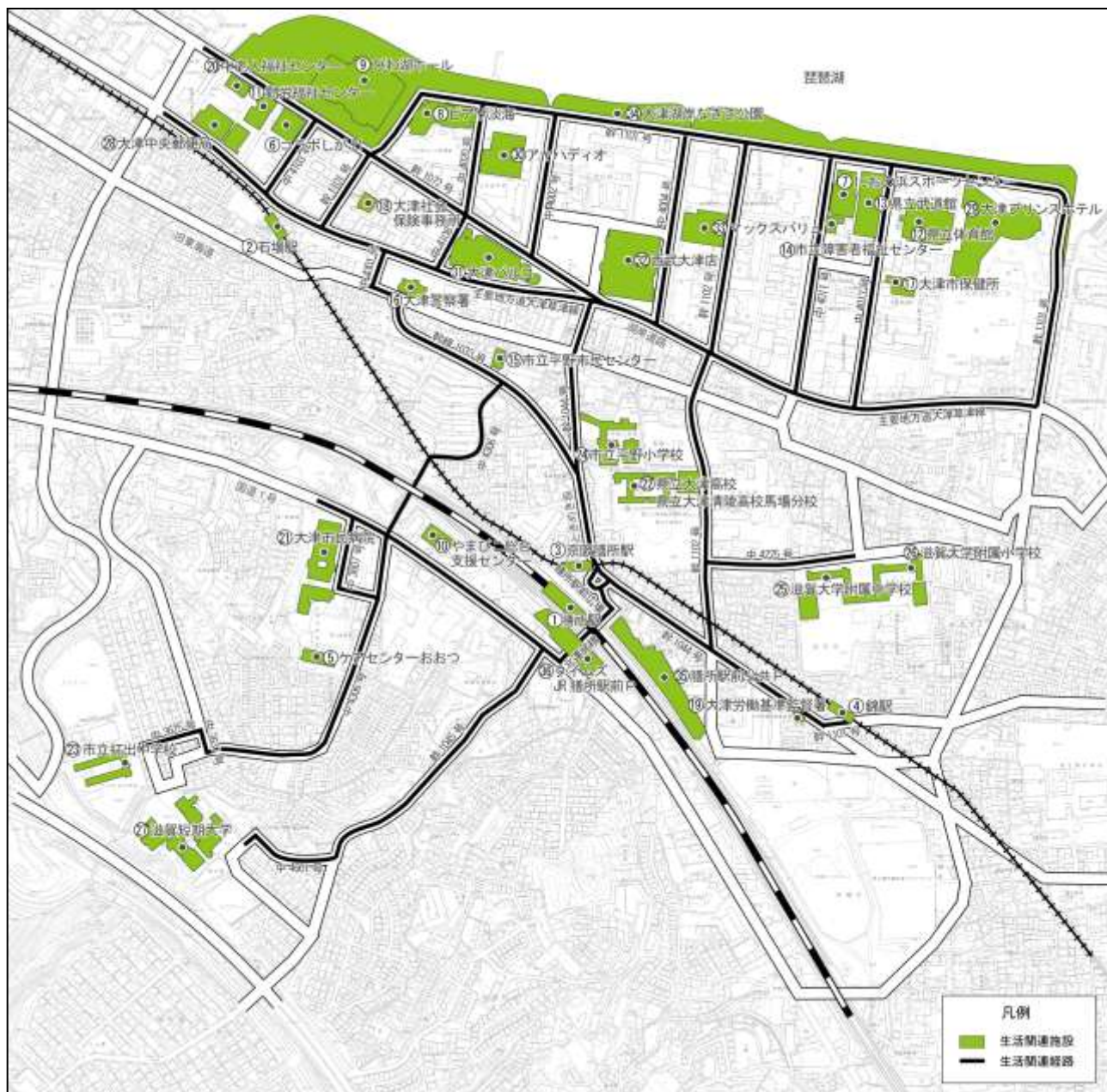
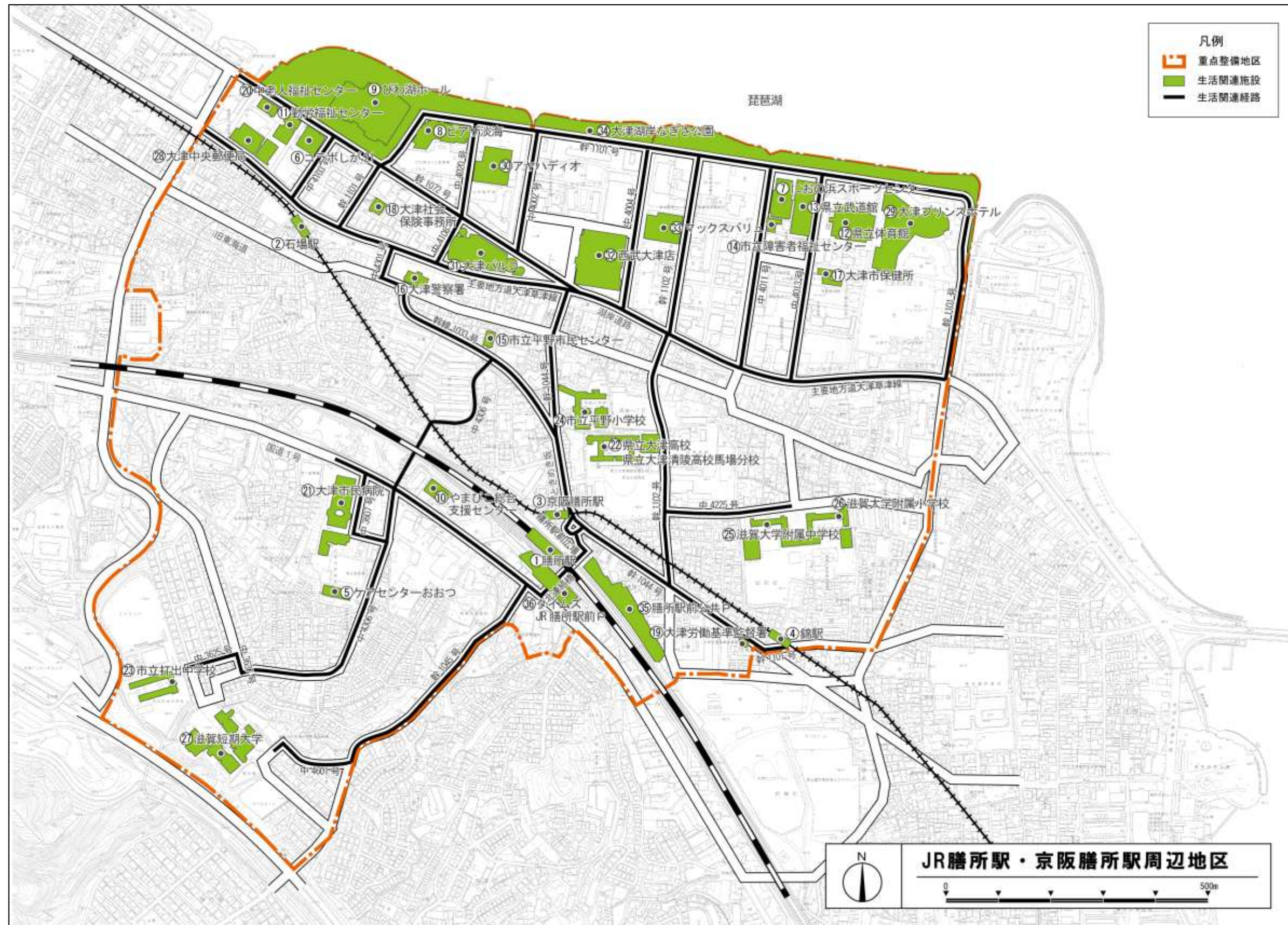


図 膳所駅周辺地区の生活関連経路

3) 重点整備地区の範囲の設定

膳所駅周辺地区の重点整備地区の範囲は、大津駅周辺地区と同様の考え方により、先に選定した生活関連施設を含む以下の範囲（約 191.1ha）とします。



6-4. 重点整備地区の課題

1) 現地調査

①調査目的

膳所駅周辺地区において、交通拠点、建築物、都市公園、路外駐車場、道路を中心に、バリアフリーの整備状況を調査しました。

②調査内容

(1)交通拠点

生活関連施設に位置付けた 4 施設について、「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準（平成 18 年 12 月、国土交通省）」に基づく調査項目（下表参照）を設定し、調査を実施しました。

表 調査対象と調査項目

調査対象	調査項目
出入口	出入口の状況、扉の形状
経路	段差解消等の状況
階段	段鼻、手すり
ホーム	電光掲示板、転落時の安全対策、内方線、休憩室
視覚障害者誘導用ブロック	出入口、券売機、改札口、階段、エレベーター、トイレ、ホーム、触知図案内板等への経路の誘導及び点状ブロックによる警告
サイン等	改札付近、ホーム、音声案内
トイレ	車いす使用者用トイレの有無、手すりの形状、オストメイト対応水洗器具の有無、ベビーベッド・ベビーチェアの有無
券売機	蹴込み、点字
改札口	幅広改札の有無

(2)建築物

生活関連施設に位置付けた 29 施設について、「高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準（平成 18 年 12 月、国土交通省）」に基づく調査項目（下表参照）を設定し、調査を実施しました。

表 調査対象と調査項目

調査対象	調査項目
扉	自動扉・引き戸・開き扉
段差	道路から敷地、道路から建物、敷地から建物や建物内における段差の有無 スロープ、エレベーター等による解消の有無
駐車場	一般利用者駐車場の有無 車いす使用者用駐車施設の有無
トイレ	一般利用者用トイレの有無、手すりの形状、オストメイト対応水洗器具の有無、ベビーベッド・ベビーチェアの有無
視覚障害者誘導用ブロック	明度差の有無、設置場所・経路
案内設備等	インターホン、案内サイン、点字板の有無

(3)都市公園

生活関連施設に位置付けた大津湖岸なぎさ公園について、「移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準（平成 18 年 12 月、国土交通省）」に基づく調査項目（下表参照）を設定し、調査を実施しました。

表 調査対象と調査項目

調査対象	調査項目
出入口	出入口の幅、段差の有無
園路	園路の幅、段差の有無
階段	手すり、点字、路面の素材
スロープ	スロープの幅、勾配、路面の素材
視覚障害者誘導用ブロック	ブロックの有無、明度差の有無
トイレ	車いす使用者用トイレの有無、オストメイトの有無
車いす使用者用駐車施設	幅、車いす使用者用駐車施設の表示の有無
水飲場及び手洗い場	高さ、寄り付きのしやすさ
サイン等	案内板の有無、見やすさ（わかりやすい図記号を用いているか）

(4)路外駐車場

生活関連施設に位置付けた 2 駐車場について、「移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準（平成 18 年 12 月）」に基づく調査項目（下表参照）を設定し、調査を実施しました。

表 調査対象と調査項目

調査対象	調査項目
車いす使用者用駐車施設	幅、車いす使用者用駐車施設の表示の有無
出入口	幅
通路	幅

(5)道路

生活関連経路に位置付けた道路について、「移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準（平成 18 年 12 月、国土交通省）」に基づく調査項目（下表参照）を設定し、調査を実施しました。

表 調査対象と調査項目

調査対象	調査項目
歩道の有無	歩道の設置状況
歩道幅員	歩道全体の幅員ではなく、連続した植栽帯や柵等により歩道の幅が狭くなっている場合には、有効に通行できる幅を確認
段差	交差点部の車道と接続する部分の段差について、著しく大きい箇所を測定
勾配	歩道の擦付け部や車両乗入部において、横断勾配や縦断勾配を必要に応じて測定
歩車分離	歩車分離の状況
舗装	透水性、平坦性
視覚障害者誘導用ブロック	色、敷設方法、JIS 規格への適合
バス停	歩道の高さ、ベンチ、上屋
障害物等	不法駐輪、看板等の障害物の状況
照明施設	有無
休憩施設	有無
交通安全施設	音響付加装置の有無、交通弱者信号への対応

2) バリアフリーに対する市民からの意見

①バリアフリーニーズに係わるアンケート調査

重点整備地区近隣居住者のうち、高齢者及び障がい者を対象として、以下の調査項目で行いました。

表 調査項目

○高齢者、障がいの方がよく利用する施設
○よく利用する施設において、不便と感じる点
○よく利用する施設までの経路と不便を感じる箇所
○経路において、不便と感じる点

②まちあるき点検

一般から募集した参加者などが、膳所駅周辺地区の点検ルートを対象にまちあるき点検を行い、意見交換会において問題点やよいところについて意見交換を行いました。

3) 生活関連施設と生活関連経路の課題

現地調査結果、アンケート調査、まちあるき点検等から把握した課題を以下に示します。

表 交通拠点（駅前広場を含む）の課題

項目	現地調査項目	主な課題
経路	経路	○通路（スロープ）の勾配がきつい ○京阪⇄JR への移動の坂がきつい（駅前広場） ○改札からホームまでの移動が階段のみ ○エレベーターがない ○スロープに手すりがない
	出入口	・整備済みもしくは課題なし
階段	階段	○階段のリフトが予約制でつかいにくい ○手すりがない ○端部に明度差がない
ホーム	ホーム	○ホームの幅が狭い ○ホームと電車の間に隙間・段差がある ○列車の接近を知らせる音声案内がない
誘導案内	視覚障害者用ブロック	○視覚障害者誘導用ブロックが設置されているものの、JIS規格外となっている ○視覚障害者誘導用ブロックの近くに柵が出ていて障害となる
	サイン等	○誘導案内設備がない
設備	トイレ	○車いす使用者用トイレが整備されていない ○トイレが使いにくい（トイレの入口に段差、勾配がある） ○トイレへの坂がきつい（駅前広場） ○トイレまでの案内が不十分（音声誘導）（駅前広場） ○トイレ内の呼び出しボタンの場所が統一されていなく使いづらい（駅前広場）
	発売機	○発売機が障がい者対応になっていない（料金投入口、音声案内、係員呼び出しボタン、点字がない、タッチパネルが見えない、車椅子の蹴り込みがない等）
	改札口	・整備済みもしくは課題なし

表 建築物の課題

項目	現地調査項目	主な課題
水平・垂直移動	扉	○入り口が自動扉（引き戸）になっていない
	段差（勾配）	○通路と敷地の境界に段差がある ○通路上に段差がある ○エレベーターがない ○路面が凸凹しており歩きにくい ○通路の勾配がきつい
駐車施設	駐車場	○車いす使用者用駐車施設が整備されていない ○車いす使用者用駐車施設は整備されているものの、経路が確保されていない ○駐車場から車道への出庫に音声案内や聴覚障がい者に配慮した回転灯の設置が必要
トイレ	トイレ	○車いす使用者用のトイレが整備されていない ○車いす使用者用のトイレは整備されているものの、オスト

項目	現地調査項目	主な課題
		メイトには未対応である ○車いす使用者用のトイレは整備されているものの、幅が狭い ○車いす使用者用のトイレは整備されているものの、手すり等が不十分
案内情報	視覚障害者誘導用ブロック	○視覚障害者誘導用ブロックが設置されていない ○視覚障害者誘導用ブロックが設置されているものの、入口まで誘導していない ○視覚障害者誘導用ブロックが設置されているものの、障害物がある
	サイン	○触地図案内板がない ○車いす使用者用トイレの表示がない ○トイレの表示が入り口から見えにくい
その他		○ベンチ等の休憩施設があればよい

表 都市公園の課題

項目	現地調査項目	主な課題
園路	出入口	○入口の段差・勾配がきつい ○駐車場と公園の間の車止めの幅が狭い
	園路	○U字型の側溝があり、車いすの前輪が引っかかる ○聴覚障がい者にとっては、ジョギングする人や自転車で走る人が多く、後ろから急にくるので危険
	階段	・整備済みもしくは課題なし
	スロープ	・整備済みもしくは課題なし
設備	視覚障害者誘導用ブロック	○視覚障害者誘導用ブロックが設置されていない
	トイレ	○車いす使用者用のトイレは整備されているものの、オストメイトには未対応である ○トイレ入り口の点字の表示を「女子便所」→「女子トイレ」とやわらかい表現に ○トイレまでの勾配がきつい
	車いす使用者用駐車施設	・整備済みもしくは課題なし
	水飲み場・手洗い場	・整備済みもしくは課題なし
	サイン等	・整備済みもしくは課題なし
	自販機	○自販機までに段差があり使いづらい

表 路外駐車場の課題

項目	現地調査項目	主な課題
車いす使用者用駐車施設	車いす使用者用駐車施設	○車いす使用者用駐車施設が整備されていない
出入口	出入口	・整備済みもしくは課題なし
通路	通路	・整備済みもしくは課題なし

表 経路の課題

項目	現地調査項目	主な課題
歩道確保	歩道の有無	○歩道がない ○歩道が一部のみ ○車や人が多い道路で安全な空間を確保できていない
	歩道幅員	○歩道幅員が狭い ○歩道幅員が一部狭い
歩道構成	段差・勾配	○縦断勾配・横断勾配がきつい ○歩道と車道の間に段差がある ○経路上に段差がある ○交差点部の段差がきつい
	歩車分離	○路肩と車道の区分を明確にして欲しい
	舗装	○路面が凸凹で歩きにくい ○舗装の排水性、クッション性の処理が不十分 ○タイルなどの目地が荒い、またはすべりやすい ○路面標示の白線が薄くわかりにくい
視覚障害者誘導用ブロック	視覚障害者誘導用ブロック	○視覚障害者誘導用ブロックが設置されていない ○視覚障害者誘導用ブロックが設置されているものの、適切に敷設されていない ○視覚障害者誘導用ブロックが一部設置されているものの、連続して設置されていない ○視覚障害者用誘導ブロックが道路と同系色になっており、わかりづらい ○視覚障害者誘導用ブロックがあってもすりへっている ○エスコートゾーンがあってもよいが、すりへっている
バス停	バス停	○バス停で段差が15cmより低くなっている箇所がある ○バス停にベンチ、上屋がない ○バス停前に視覚障害者誘導用ブロックがなく、バス停の位置がわからない ○視覚障害者誘導用ブロックがあっても、バスの止まる位置によって入り口が変わるので不便
路上障害物	障害物等	○電柱や標識等の道路構造物があるため、歩きにくい ○バイクや看板等の障害物があるため、歩きにくい ○車止めの色が路面と同系色でわかりにくい ○街路樹の根で歩道がもりあがっている ○グレーチングの幅が大きい ○側溝の蓋がない ○橋の欄干が車いす使用者の目の高さになり、交差点で車が出てくるのが見えない
照明施設	照明施設	○照明施設がない
休憩施設	休憩施設	○ベンチなど休憩するところがない
信号機	信号機	○信号機の青時間が短くて渡りきれない ○障がい者用押しボタンの位置がわかりにくい ○障がい者用押しボタンが押しづらい（届きにくい） ○障がい者用押しボタンの音声案内の音を大きくしてほしい ○音響信号が整備されていない
その他		○歩道を通行する自転車が多く危険

6-5. バリアフリー化のための事業

1) バリアフリー化のための事業の目標年次

膳所駅周辺地区におけるバリアフリー化の事業は、バリアフリー新法の基本方針（案）に基づき、平成32年度を目標年次に設定します。

また、短期的に整備可能と判断されるものについては、平成27年度を目標年次に設定します。

なお、長期的には平成32年度を目標年次に設定していますが、現時点において実施予定時期を明確にできない事業や実現が長期化すると考えられる事業等もあることから、中間年である平成27年度末の段階で、事業評価、見直し、改善を図るものとしします。

表 目標年次

目標年次	平成32年度	※実現が長期化されるものについては、平成27年度末の段階で、事業内容・実施時期の見直しを図ります。
短期目標年次	平成27年度	

2) 事業の基本的な考え方

膳所駅周辺地区においてバリアフリー化の整備を進める際は、以下に示した基本的な考え方を踏まえて事業を行い、高齢者、障がい者等の円滑な移動を確保することにより、すべての人にとって利用しやすい公共交通機関、建築物、公共施設の整備を実現していくことを目標とします。

①公共交通のバリアフリー化

(1)鉄道駅

膳所駅は、膳所駅前広場整備を含む都市計画事業に伴い、橋上駅舎化整備が予定されていることから、現状の課題の解消はもとより、本構想で求めるバリアフリー化の水準を確保します。

京阪膳所駅や石場駅については、具体的な整備予定はないものの、地区内において重要な交通拠点であることから、積極的な整備を推進します。

また、錦駅についても、交通事業者と調整を図りながら、整備に努めます。

■移動等円滑化された経路の整備を推進します。

→高齢者、障がい者等すべての人が、可能な限り単独で移動できるよう、移動等円滑化された経路の整備を推進します。

■安全な階段の整備を推進します。

→転倒・転落を防ぐため、安全な階段の整備を推進します。

■誘導案内設備の整備を推進します。

→視覚障がい者がより円滑に移動または利用できるよう支援するため、視覚障害者誘導用ブロックや音声案内等の誘導案内設備の整備を推進します。

■使いやすい設備の整備を推進します。

→高齢者、障がい者等すべての人が使いやすい改札口、トイレ、発売機等、設備の整備を推進します。

■プラットホームにおける安全対策の実現に努めます。

→プラットホームにおいては、列車との段差及び隙間をできる限り小さくする等、安全対策の実現に努めます。

(2) 駅前広場

膳所駅前広場は、膳所駅と京阪膳所駅を結ぶ重要な交通の結節点であり、市街地としての拠点機能や交流機能などを有しています。膳所駅前広場の整備にあたっては、駅前広場として求められる機能に考慮し、関係する交通事業者と調整を図りながら、すべての人が安全かつ円滑に移動できるように、積極的な整備を推進します。

■移動の連続性に配慮した歩行空間を確保します。(勾配等の配慮)

→高齢者、障がい者等すべての人が、利用しやすいような空間を確保するため、勾配等に配慮します。

■道路の移動等円滑化整備ガイドラインに即した事業の実施

(3) 鉄道車両

移動等円滑化の促進に関する基本方針（案）の中では「平成32年度末までに車両総数の約70%をバリアフリー化」することを目標に掲げてありますので、目標の達成に向けて、鉄道車両のバリアフリー化を推進していく必要があります。

■バリアフリー化に対応した鉄道車両の導入を推進します。

(4) バス車両

移動等円滑化の促進に関する基本方針（案）の中では「平成32年度末までに乗合バスの約70%をノンステップバス化」することを目標に掲げてありますので、目標の達成に向けて、バスのバリアフリー化を推進していく必要があります。

■バリアフリー化に対応したバス車両の導入を推進します。

*道路のバリアフリー化においても利用しやすいバス停留所の整備を推進します。

表 大津市内のバス車両の現状

バス車両総数 (台)	ノンステップバス 車両数 (台)	ワンステップバス 車両数 (台)
234	36	38

(資料：事業者提供資料、平成 22 年 12 月時点)

②建築物のバリアフリー化

■施設内外の移動経路の確保に努めるとともに、施設内では円滑な水平・垂直移動できるように努めます。

→すべての人が安全かつ円滑に目的の施設を利用できるよう道路等敷地の外部から施設内までの移動経路を確保するとともに、施設内においては、高齢者、障がい者等すべての人が円滑に水平・垂直移動できるよう努めます。

■案内情報の設置に努めます。

→高齢者、障がい者等すべての人が施設及び設備を円滑に移動または利用できるよう支援するため案内情報の設置に努めます。

■高齢者・障がい者等が利用しやすいトイレの設置に努めます。

→一定時間滞在する施設においては、高齢者、障がい者等が利用しやすいトイレの設置に努めます。

■車いす使用者用駐車施設の設置に努めます。

→車いす使用者が安全かつ円滑に利用できる駐車施設の設置に努めます。

③都市公園のバリアフリー化

市内外からの利用も多い大津湖岸なぎさ公園について、更なるバリアフリー化を推進します。

なお、園路やトイレにおいては、散策以外に生活関連施設間の移動にも活用されることを考慮して、円滑な移動を確保します。

■園路や出入口部分は安全・快適な通行を確保します。

→公園の主要な園路や出入口部分は、高齢者、障がい者等が、安全かつ快適な通行を確保します。

■ベンチ、トイレなどの公園施設について、より利便性が高いものへの改良を推進します。

④路外駐車場のバリアフリー化

膳所駅周辺地区の路外駐車場について、更なるバリアフリー化を推進します。

■車いす使用者が安全かつ円滑に利用できる駐車施設を確保します。

■車いす使用者用であることを表示します。

⑤交通安全施設のバリアフリー化

膳所駅周辺地区においては、信号機のバリアフリー化が一定程度進んでいることから、今後は、バリアフリー化が行われていない信号機の整備を推進します。

■交通安全施設のバリアフリー化を推進します。

→道路横断の安全を確保するため、バリアフリー化に対応した信号機を整備します。また、広い交差点においては、方向定位や高齢者や障がい者等が安全に横断できる信号の青時間確保に配慮するなど、視覚障がい者の利用に十分配慮します。

■障がい者用押しボタン位置に配慮します。

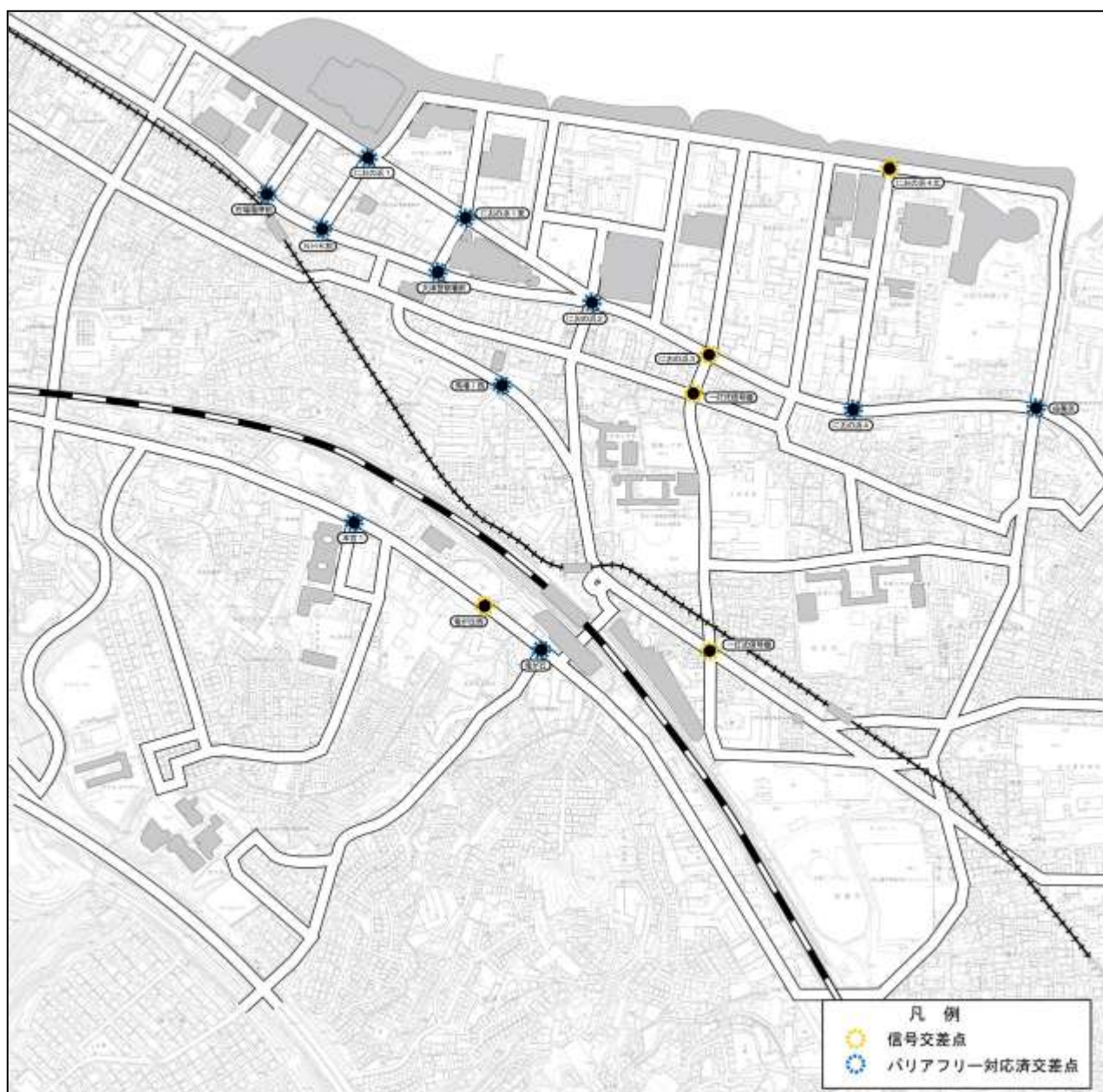


図 信号の設置状況

⑥道路のバリアフリー化

膳所駅周辺地区の道路のバリアフリー化は、膳所駅及び京阪膳所駅から各生活関連施設を結ぶ道路のバリアフリー化や、生活関連施設間をつなぐ道路のバリアフリー化を進めることで、膳所駅周辺地区の歩行者ネットワークの確保を目指します。

また、高齢者、障がい者等の利用が最も多いときめき坂においては、歩道確保が短期的には難しいため、歩行者の安全な移動を確保するため、違法駐輪対策の強化を推進します。

なお、道路のバリアフリー化について、大津市では下記に示した「有効幅員2m以上の確保」や「横断勾配1%以内（または2%以内）」等をバリアフリー整備状況の目安として設定し、これらの項目については重点的に改善を推進します。

■歩行空間の連続性に配慮して、歩道を確保します。

→生活関連経路に指定された道路においては、車いす使用者のすれ違いを考慮した幅員の歩道を連続的に確保します。

【重点項目】歩道の確保、有効幅員 2m以上の確保

■適切な勾配、段差の解消、滑りにくい舗装とした歩道構成とします。

【重点項目】横断勾配1%以内（または2%以内）、縦断勾配5%以内（または8%以内）、車両乗入部の2m以上の平坦性の確保

■連続性や利用者の動線、床材の色等を考慮した視覚障害者誘導用ブロックを敷設します。

【重点項目】交差点部における視覚障害者誘導用ブロックの設置

■路上障害物のない経路を確保します。

→経路の電柱や標識の移設や違法看板や駐輪等の撤去により、高齢者・障がい者等の経路を確保します。

■休憩するためのベンチ等の設置を推進します。

→経路に高齢者や障がい者等が休憩するためのベンチや上屋等の設置を推進します。

■利用しやすいバス停留所の整備を推進します。

→高齢者、障がい者等すべての人が利用しやすいバス停留所の整備を推進します。

*公共交通のバリアフリー化においてもバリアフリー化に対応したバス車両の導入を推進します。

3) 特定事業とその他の事業

「特定事業」は、旅客施設等に関する「公共交通特定事業」、建築物に関する「建築物特定事業」、公園に関する「都市公園特定事業」、路外駐車場に関する「路外駐車場特定事業」、信号機の設置等に関する「交通安全特定事業」、道路に関する「道路特定事業」等に分けられます。

「その他の事業」は、特定旅客施設以外の旅客施設や駅前広場等の整備を位置付けます。

それぞれの事業の実施にあたっては、バリアフリー新法に基づく移動等円滑化基準やガイドラインに沿った整備を行うこととします。

なお、ここに示した「特定事業」や「その他の事業」に挙げられていない事業であっても、膳所駅周辺地区における移動等の円滑化を図るために必要な事業については、各事業主体が、前項に示した「事業の基本的な考え方」を踏まえ、バリアフリー化を推進します。

①膳所駅周辺地区の特定事業とその他の事業

膳所駅周辺地区で実施する特定事業等は以下の通りです。

(1)公共交通特定事業

＜鉄道駅＞

基本的な項目	事業内容
移動等円滑化された経路	・ホームスロープの改良 ・手すりの設置(ホームスロープ、階段) ・エレベーターの設置
誘導案内設備	・視覚障害者誘導用ブロックの適切な設置 ・列車接近表示装置の設置
使いやすい設備	・車いす使用者用トイレの整備 ・発券機の障がい者対応
プラットホームにおける安全対策	・ホームと電車の隙間、段差の解消(縮小)

＜鉄道車両＞

基本的な項目	事業内容
鉄道	・バリアフリー化に対応・配慮した鉄道車両の導入

＜バス車両＞

基本的な項目	事業内容
バス	・低床バス車両の導入

(2)建築物特定事業

基本的な項目	事業内容
移動経路、水平・垂直移動	・入口の改良(自動扉、引き戸の設置) ・経路の確保 ・段差の解消 ・手すりの設置 ・手すりの改良 ・手すり設置などの検討 ・手すり改良の検討 ・スロープの設置 ・スロープの設置の検討 ・スロープの改良 ・エレベーターの設置 ・通路の平坦性の確保 ・通路の平坦性の確保の検討
駐車施設	・車いす使用者用駐車施設の整備 ・車いす使用者用駐車施設確保の検討 ・車いす使用者用駐車施設の改良 ・車いす使用者用駐車施設と施設までの経路の確保
トイレ	・車いす使用者用トイレの整備 ・車いす使用者用トイレの改良 ・車いす使用者用トイレの改良の検討 ・オストメイトへの対応 ・法人全体の施設計画で実施の方向となれば、オストメイトへの対応を検討
案内情報	・視覚障害者誘導用ブロックの設置 ・視覚障害者誘導用ブロックの設置の検討 ・視覚障害者誘導用ブロックの改良 ・視覚障害者誘導用ブロック上の障害物の撤去 ・触知図案内板の設置(案内情報の充実) ・案内情報整備の検討 ・車いす使用者用トイレの表示設置 ・車いす使用者用トイレの表示位置の変更

(3)都市公園特定事業

基本的な項目	事業内容
園路や出入口部分の安全・快適な通行	・勾配の改善 ・側溝の改良 ・車止め幅の改良
公園施設の利便性	・視覚障害者誘導用ブロックの設置 ・自販機の障がい者対応

(4) 路外駐車場特定事業

基本的な項目	事業内容
駐車施設	・車いす使用者用駐車施設の整備

(5) 交通安全特定事業

基本的な項目	事業内容
信号機	・音響信号の整備 ・歩行者用青時間の調整 ・障がい者用押しボタン位置の改良

(6) 道路特定事業

基本的な項目	事業内容
歩道確保	・歩道の確保
歩道構成	・勾配のきつい箇所の改良 ・段差の改善 ・路面の凸凹の改良 ・防滑対策の実施 ・透水性舗装の整備 ・交差点改良
視覚障害者誘導用ブロック	・視覚障害者誘導用ブロックの設置 ・視覚障害者誘導用ブロックの改良 ・バス停に視覚障害者誘導用ブロックの設置
路上障害物	・電柱の移設依頼 ・側溝蓋等の改良(柵蓋等の改良) ・車止めの改良 ・違法看板や駐輪等の取り締まり・撤去 ・街路樹の撤去(凸凹の改良)
休憩施設	・休憩施設の設置
バス停留所	・歩道高の改良

(7) その他の事業

〈鉄道駅〉

基本的な項目	事業内容
移動等円滑化された経路	・手すりの設置

〈駅前広場〉

基本的な項目	事業内容
移動の連続性に配慮した歩行空間の確保	・歩道の縦断、横断勾配の緩和等
道路の移動等円滑化整備ガイドラインに即した事業の実施	

②箇所別の特定事業とその他の事業

膳所駅周辺地区の生活関連施設及び生活関連経路ごとの特定事業等は以下の通りです。

(1)公共交通特定事業

<鉄道駅>

事業箇所	課題	主な事業内容	平成 27 年 度まで	平成 32 年 度まで	備 考
膳所駅	エレベーターがない	エレベーターの設置	●		
	車いす使用者用トイレが整備されていない	車いす使用者用トイレの整備	●		
	発売機が障がい者対応になっていない	券売機の障がい者対応		●	
	ホームと電車の間に隙間・段差がある	ホームと電車の隙間、段差の解消（縮小）		●	
	視覚障害者誘導用ブロックが設置されているものの、JIS規格外となっている	視覚障害者誘導用ブロックの適切な設置	●		
石場駅	スロープに手すりがない	手すりの設置		●	現在、スロープ部の片側にしかない手すりを反対側にも追加
京阪膳所駅	スロープの勾配がきつい	上り（石山寺方面）ホームスロープの改良		●	
	スロープに手すりがない	上り（石山寺方面）ホームスロープに手すりの設置		●	
	誘導案内設備がない	下り（浜大津・坂本方面）ホーム列車接近表示装置の設置		●	

＜鉄道車両＞

事業箇所	課題	主な事業内容	平成 27 年度まで	平成 32 年度まで	備 考
西日本旅客鉄道	鉄道車両がバリアフリー化されていない	バリアフリー化に対応・配慮した鉄道車両の導入		●	今後の車両更新にあわせてバリアフリー対応車両を導入
京阪電気鉄道				●	今後の車両更新にあわせてバリアフリーに配慮した車両を導入

＜バス車両＞

表 低床バス車両の導入計画

単位：台

年度	ノンステップバス			ワンステップバス			合計
	大型	中型	小型	大型	中型	小型	
平成 23 年度		1		3			4
平成 24 年度	1	1		3			5
平成 25 年度	1	1		1	2		5
平成 26 年度	1	1		1			3
平成 27 年度	1	1		1			3
計	4	5		9	2		20

※平成 28 年度以降も随時導入していきます

(2)建築物特定事業

事業箇所	課題	主な事業内容	平成 27 年度まで	平成 32 年度まで	備 考
市立平野市民センター	車いす使用者用駐車施設が整備されていない	車いす使用者用駐車施設の整備		●	既存駐車スペースの中で確保
	車いす使用者用トイレは整備されているものの、オストメイトには未対応である	オストメイトへの対応		●	身障者用便所に設置を検討
	触知図案内板がない	触知図案内板の設置		●	センター入口に館内案内板を設置
大津市保健所	エレベーターがない	エレベーターの設置		●	県の施設を借用していることもあり実施困難であるが、今後移転に合わせて検討

事業箇所	課題	主な事業内容	平成 27 年 度まで	平成 32 年 度まで	備 考
大津市保健 所	視覚障害者誘導用 ブロックが設置さ れているものの、 障害物がある	視 覚 障 害 者 誘 導 用 ブ ロ ッ ク 上 の 障 害 物 の 撤 去	●		視 覚 障 害 者 誘 導 用 ブ ロ ッ ク 上 の 足 ふ き マ ッ ト を 取 り 除 く
	トイレの表示が入 り口から見えにく い	車いす使用者用 トイレの表示設 置	●		入り口より見えや すいように車いす 使用者用トイレの 表示を行う
大津労働基 準監督署	車いす使用者用駐 車施設が整備され ていない	車いす使用者用 駐車施設の整備		●	3 台の駐車スペース のうち、1 台分を車 いす使用者用駐車 スペースとすること は可能
	車いす使用者用ト イレは整備されて いるものの、オス トメイトには未対 応である	オストメイトへ の対応		●	車いす使用者用ト イレに設置するこ とは可能 設置方法等の工法 については配管の 関係から検討が必要
	視覚障害者誘導用 ブロックが設置さ れていない	視 覚 障 害 者 誘 導 用 ブ ロ ッ ク の 設 置		●	正面玄関は市道から 直接階段となっ ているため、誘導は 困難であるが、裏口 スロープ部分及び 庁舎内には設置可能
	触知図案内板がない	触知図案内板の 設置		●	庁舎案内板、階段手 すりへの設置は可能 視 覚 障 害 者 誘 導 用 ブ ロ ッ ク と の 同 時 期併設が必要
中老人福祉 センター	車いす使用者用ト イレは整備されて いるものの、オス トメイトには未対 応である	オストメイトへ の対応		●	1 階の車いす使用者 用トイレ内に設置
	視覚障害者誘導用 ブロックが設置さ れていない	視 覚 障 害 者 誘 導 用 ブ ロ ッ ク の 設 置	●		利用者がつまずか ないよう配慮しつつ、 前面道路からセン ター入口にかけて 設置

事業箇所	課題	主な事業内容	平成 27 年 度まで	平成 32 年 度まで	備 考
中老人福祉 センター	触知図案内板がない	触知図案内板の 設置	●		センター入口に触 知図案内板を設置 するとともに、各部 屋の入口等に点字 表示を行う
県立大津高 校・県立大 津清陵高校 馬場分校	車いす使用者用ト イレは整備されて いるものの、オス トメイトには未対 応である	オストメイトへ の対応		●	生徒や教職員がオ ストメイトを使用 する場合など、今後 機会を捉えて整備 を検討
市立打出中 学校	通路の勾配がきつ い	手すり設置など の検討		●	
	車いす使用者用駐 車施設が整備され ていない	車いす使用者用 駐車施設確保の 検討		●	
	視覚障害者誘導用 ブロックが設置さ れていない	視覚障害者誘導 用ブロックの設 置の検討		●	
市立平野小 学校	路面が凸凹してお り歩きにくい	通路の平坦性の 確保の検討		●	
	通路の勾配がきつ い	手すり改良の検 討		●	
	通路と敷地の境界 に段差がある	スロープの設置 の検討		●	
	車いす使用者用駐 車施設が整備され ていない	車いす使用者用 駐車施設確保の 検討		●	
	車いす使用者用の トイレは整備され ているものの、手 すり等が不十分	車いす使用者用 トイレの改良の 検討		●	
	視覚障害者誘導用 ブロックが設置さ れていない	視覚障害者誘導 用ブロックの設 置の検討		●	
	受付等の案内がな い	案内情報整備の 検討		●	
滋賀大学付 属小学校・ 中学校	路面が凸凹してお り歩きにくい	通路の平坦性の 確保		●	
	通路上に段差があ る	段差の解消		●	

事業箇所	課題	主な事業内容	平成 27 年 度まで	平成 32 年 度まで	備 考
滋賀大学付 属小学校・ 中学校	通路と敷地の境界 に段差がある	スロープの設置		●	
	車いす使用者用ト イレは整備されて いるものの、オス トメイトには未対 応である	法人全体の施設 計画で実施の方 向となれば、オス トメイトへの対 応を検討		●	
滋賀短期大 学	入口が自動扉（引 き戸）になってい ない	入口の改良（自動 扉、引き戸の設 置）		●	体育館の改修工事 と合わせて入口の 改良（引き戸）を実 施
	通路と敷地の境界 に段差がある	段差の解消		●	渡り廊下の段差に ついて、段差を解消 できる可動式スロ ープの設置
	通路の勾配がきつ い	手すりの設置		●	
	車いす使用者用駐 車施設が整備され ていない	車いす使用者用 駐車施設の整備		●	現駐車スペースに 専用スペースを確 保する表示を行い 対応
	視覚障害者誘導用 ブロックが設置さ れていない	視覚障害者誘導 用ブロックの設 置		●	駐車場段差の解消 とも合わせ設置
大津プリン スホテル	車いす使用者用ト イレは整備されて いるものの、オス トメイトには未対 応である	オストメイトへ の対応		●	今後の利用状況を 確認し、利用頻度 が多いのであれば設 置
	車いす使用者用ト イレの表示がない	車いす使用者用 トイレの表示設 置		●	館内表示の見直し を行い、検討する
アヤハディ オ	視覚障害者誘導用 ブロックが設置さ れていない	視覚障害者誘導 用ブロックの設 置（危険箇所 のみ）		●	
	触知図案内板がな い	触知図案内板の 設置		●	風除室に設置 店内サービスカウ ンターへ誘導し、そ の後、人的対応を行 う

事業箇所	課題	主な事業内容	平成 27 年度まで	平成 32 年度まで	備 考
西武大津店	入口が自動扉（引き戸）になっていない	入口の改良（自動扉、引き戸の設置）		●	1 階正面入り口に自動ドアの新設
	視覚障害者誘導用ブロックが設置されていない	視覚障害者誘導用ブロックの設置		●	1 階正面入り口から 1 階総合案内所まで設置
	触知図案内板がない	触知図案内板の設置		●	1 階正面入り口に設置

(3)都市公園特定事業

事業箇所	課題	主な事業内容	平成 27 年度まで	平成 32 年度まで	備 考
大津湖岸なぎさ公園	U 字型の側溝があり、車いすの前輪が引っかかる	側溝の改良	●		皿型側溝を埋めるなどして車いすの通行に支障がないように改良
	駐車場と公園の間の車止めの幅が狭い	車止め幅の改良	●		3 本ある車止めのうち、1 本を外して穴をふさぎ、車いすの通行に支障がない幅を確保する
	視覚障害者誘導用ブロックが設置されていない	視覚障害者誘導用ブロックの設置	●		足りない箇所には視覚障害者誘導用ブロックを補充
	自販機までに段差があり使いづらい	自販機の障がい者対応		●	指定管理者が設置しているので、設備や建屋の更新に合わせて改善を指導
	トイレまでの勾配がきつい	勾配の改善	●		

(4)路外駐車場特定事業

事業箇所	課題	主な事業内容	平成 27 年度まで	平成 32 年度まで	備 考
タイムズ膳所駅前駐車場	車いす利用者用駐車施設が整備されていない	車いす利用者用駐車施設の整備		●	平成 23 年 11 月の契約更新時期に判断車いす利用者用駐車施設を 1 台配備

(5)交通安全特定事業

事業箇所	課題	主な事業内容	平成 27 年度まで	平成 32 年度まで	備 考
膳所駅周辺地区の信号交差点	音響信号が整備されていない	音響信号の整備		●	
	信号機の青時間が短くて渡りきれない	歩行者用青時間の調整		●	
	障がい者用押しボタンの位置がわかりにくい	障がい者用押しボタン位置の改良		●	

(6)道路特定事業

事業箇所	課題	主な事業内容	平成 27 年度まで	平成 32 年度まで	備 考
国道 1 号	バス停前に視覚障害者誘導用ブロックがなく、バス停の位置がわからない	バス停に視覚障害者誘導用ブロックの設置	●		本宮一丁目交差点から大津市民病院前バス停間の視覚障害者誘導用ブロックは平成 22 年度中に整備
主要地方道 大津草津線 ①	タイルなどの目地が荒い、またはすべりやすい	防滑対策の実施	●		
	視覚障害者誘導用ブロックが道路と同系色になっており、わかりづらい	視覚障害者誘導用ブロックの改良	●		視覚障害者誘導用ブロック周辺の塗り替え
主要地方道 大津草津線 ②	視覚障害者誘導用ブロックが道路と同系色になっており、わかりづらい	視覚障害者誘導用ブロックの改良	●		視覚障害者誘導用ブロック周辺の塗り替え
	バイクや看板等の障害物があるため、歩きにくい	違法看板や駐輪等取り締まり・撤去	●		指導を実施
幹 1033 号	経路上に段差がある	段差の改善	●		段差 2 cmに補修
	電柱や標識等の道路構造物があるため、歩きにくい	電柱の移設依頼		●	
	グレーチングの幅が大きい	側溝蓋等の改良	●		細目グレーチングに交換

事業箇所	課題	主な事業内容	平成 27 年 度まで	平成 32 年 度まで	備 考
幹 1033 号	バイクや看板等の障害物があるため、歩きにくい	違法看板や駐輪等取り締まり・撤去	●		各条例に基づき実施
幹 1044 号 ①	縦断勾配・横断勾配がきつい	勾配のきつい箇所の改良		●	隣接地に影響のない範囲で修正可能 ※重点項目に該当
	視覚障害者誘導用ブロックが設置されているものの、適切に敷設されていない	視覚障害者誘導用ブロックの改良	●		設置基準に基づき修正 ※重点項目に該当
	車止めの色が路面と同系色でわかりにくい	車止めの改良（色調）	●		反射材等を貼付し、認知度の向上
	バイクや看板等の障害物があるため、歩きにくい	違法看板や駐輪等取り締まり・撤去	●		各条例に基づき実施
幹 1044 号 ②	路面が凸凹で歩きにくい	路面の凹凸の改良	●		部分的に凸凹が激しい箇所の補修
	電柱や標識等の道路構造物があるため、歩きにくい	電柱の移設依頼		●	
	グレーチングの幅が大きい	側溝蓋等の改良	●		細目グレーチングに交換
	経路上に段差がある	段差の改善	●		
幹 1044 号 ③	電柱や標識等の道路構造物があるため、歩きにくい	電柱の移設依頼		●	
	グレーチングの幅が大きい	側溝蓋等の改良	●		細目グレーチングに交換
	バイクや看板等の障害物があるため、歩きにくい	違法看板や駐輪等取り締まり・撤去	●		各条例に基づき実施
幹 1044 号 ④	車や人が多い道路で安全な空間を確保できていない	交差点改良	●		市道幹 1044 号線道路改良事業
	電柱や標識等の道路構造物があるため、歩きにくい	電柱の移設依頼		●	

事業箇所	課題	主な事業内容	平成 27 年 度まで	平成 32 年 度まで	備 考
幹 1044 号 ④	グレーチングの幅 が大きい	側溝蓋等の改良		●	細目グレーチング に交換
幹 1045 号	グレーチングの幅 が大きい	側溝蓋等の改良		●	細目グレーチング に交換
幹 1072 号	縦断勾配・横断勾 配がきつい	勾配のきつい箇 所の改良	●		周辺との取付に支 障がない範囲で修 正可能 ※重点項目に該当
	視覚障害者誘導用 ブロックが設置さ れているものの、 適切に敷設されて いない	視覚障害者誘導 用ブロックの改 良	●		連続性の確保、輝度 比の向上等、基準に 基づき修正 ※重点項目に該当
	バス停で段差が 15 cmより低くな っている箇所があ る	バス停の歩道高 の改良	●		周辺の協力が得ら れれば、マウントア ップ型歩道に変更 可能
	バス停前に視覚障 害者誘導用ブロック がなく、バス停 の位置がわからない	バス停に視覚障 害者誘導用ブロ ックの設置	●		道路区域内につい てのみ設置可能
	グレーチングの幅 が大きい	側溝蓋等の改良	●		細目グレーチング に交換
	バイクや看板等の 障害物があるた め、歩きにくい	違法看板や駐輪 等取り締まり・撤 去	●		各条例に基づき実 施
幹 1101 号 ①	視覚障害者誘導用 ブロックが設置さ れていない	視覚障害者誘導 用ブロックの設 置		●	連続性の確保等、基 準に基づき設置 ※重点項目に該当
	グレーチングの幅 が大きい	側溝蓋等の改良		●	細目グレーチング に交換
	バイクや看板等の 障害物があるた め、歩きにくい	違法看板や駐輪 等取り締まり・撤 去	●		各条例に基づき実 施
	ベンチなど休憩す るところがない	休憩施設の設置		●	路上施設帯にベン チ設置可能
幹 1101 号 ②	路面が凸凹で歩き にくい	路面の凹凸の改 良		●	凸凹が著しいとこ ろについて補修
	視覚障害者誘導用 ブロックが設置さ れているものの、 連続して設置され ていない	視覚障害者誘導 用ブロックの改 良		●	連続性の確保等、基 準に基づき設置 ※重点項目に該当

事業箇所	課題	主な事業内容	平成 27 年 度まで	平成 32 年 度まで	備 考
幹 1101 号 ②	バス停で段差が 15 cmより低くな っている箇所があ る	バス停の歩道高 の改良		●	マウントアップ型 歩道に変更
	バス停前に視覚障 害者誘導用ブロッ クがなく、バス停 の位置がわからない	バス停に視覚障 害者誘導用ブロッ クの設置		●	基準に基づき設置
幹 1101 号 ③	縦断勾配・横断勾 配がきつい	勾配のきつい箇 所の改良		●	部分的に修正 ※重点項目に該当
	視覚障害者誘導用 ブロックが設置さ れていない	視覚障害者誘導 用ブロックの設 置		●	連続性の確保等、基 準に基づき設置 ※重点項目に該当
幹 1101 号 ④	グレーチングの幅 が大きい	側溝蓋等の改良		●	細目グレーチング に交換
幹 1102 号 ①	路面が凸凹で歩き にくい	路面の凹凸の改 良		●	凸凹が著しいとろ こについて補修
	視覚障害者誘導用 ブロックが設置さ れていない	視覚障害者誘導 用ブロックの設 置		●	連続性の確保等、基 準に基づき設置 ※重点項目に該当
	電柱や標識等の道 路構造物があるた め、歩きにくい	電柱の移設依頼		●	
	グレーチングの幅 が大きい	側溝蓋等の改良		●	細目グレーチング に交換
幹 1102 号 ②	縦断勾配・横断勾 配がきつい	勾配のきつい箇 所の改良		●	部分的に修正 ※重点項目に該当
	経路上に段差があ る	段差の改善		●	部分的に修正
	路面が凸凹で歩き にくい	路面の凹凸の改 良		●	凸凹の著しいとこ ろについて補修
	グレーチングの幅 が大きい	側溝蓋等の改良		●	細目グレーチング に交換
中 3607 号	経路上に段差があ る	段差の改善		●	段差が大きいとこ ろは部分的に修正
	視覚障害者誘導用 ブロックが設置さ れていない	視覚障害者誘導 用ブロックの設 置	●		連続性の確保等、基 準に基づき設置 ※重点項目に該当
中 3625 号	グレーチングの幅 が大きい	側溝蓋等の改良		●	細目グレーチング に交換

事業箇所	課題	主な事業内容	平成 27 年 度まで	平成 32 年 度まで	備 考
中 4002 号	経路上に段差がある	段差の改善	●		段差が大きいところは部分的に修正
	視覚障害者誘導用ブロックが設置されていない	視覚障害者誘導用ブロックの設置		●	連続性の確保等、基準に基づき設置 ※重点項目に該当
中 4004 号	縦断勾配・横断勾配がきつい	勾配のきつい箇所の改良		●	部分的に修正 ※重点項目に該当
	経路上に段差がある	段差の改善	●		段差が大きいところは部分的に修正
	グレーチングの幅が大きい	側溝蓋等の改良		●	細目グレーチングに交換
中 4011 号	視覚障害者誘導用ブロックが設置されているものの、連続して設置されていない	視覚障害者誘導用ブロックの改良	●		連続性の確保等、基準に基づき設置 ※重点項目に該当
	グレーチングの幅が大きい	側溝蓋等の改良	●		細目グレーチングに交換
中 4013 号	視覚障害者誘導用ブロックが設置されているものの、連続して設置されていない	視覚障害者誘導用ブロックの改良		●	連続性の確保が可能な範囲において、基準に基づき設置 ※重点項目に該当
	グレーチングの幅が大きい	側溝蓋等の改良		●	細目グレーチングに交換
	街路樹の根で歩道が盛り上がっている	街路樹の撤去（凸凹の改良）	●		
中 4020 号	視覚障害者誘導用ブロックが設置されていない	視覚障害者誘導用ブロックの設置		●	連続性の確保等、基準に基づき設置 ※重点項目に該当
	グレーチングの幅が大きい	柵蓋等の改良		●	歩道上ではないが、細目グレーチングに交換
中 4103 号	視覚障害者誘導用ブロックが設置されていない	視覚障害者誘導用ブロックの設置		●	
中 4108 号	視覚障害者誘導用ブロックが設置されているものの、連続して設置されていない	視覚障害者誘導用ブロックの改良		●	設置基準に基づき修正 ※重点項目に該当

事業箇所	課題	主な事業内容	平成 27 年 度まで	平成 32 年 度まで	備 考
中 4108 号	バイクや看板等の障害物があるため、歩きにくい	違法看板や駐輪等取り締まり・撤去	●		各条例に基づき実施
中 4240 号 及び 4501 号（南北連絡橋）	視覚障害者誘導用ブロックが設置されているものの、連続して設置されていない	視覚障害者誘導用ブロックの改良	●		設置基準に基づき修正 ※重点項目に該当
中 4301 号	電柱や標識等の道路構造物があるため、歩きにくい	電柱の移設依頼		●	
	グレーチングの幅が大きい	側溝蓋等の改良		●	細目グレーチングに交換
中 4306 号	経路上に段差がある	段差の改善		●	段差が大きいところは部分的に修正
	視覚障害者誘導用ブロックが設置されていない	視覚障害者誘導用ブロックの設置		●	連続性の確保が可能な範囲において、基準に基づき設置 ※重点項目に該当
	グレーチングの幅が大きい	側溝蓋等の改良		●	細目グレーチングに交換
中 4601 号	歩道がない	歩道の確保		●	幅員構成を検討の上、歩道を確保 ※重点項目に該当
	舗装の透水性、クッション性の処理が不十分	透水性舗装の整備		●	歩道設置の際には、透水性舗装とする
	グレーチングの幅が大きい	側溝蓋等の改良		●	歩道設置の際、歩道内の側溝蓋は細目タイプとする
	バイクや看板等の障害物があるため、歩きにくい	違法看板や駐輪等取り締まり・撤去	●		各条例に基づき実施
	ベンチなど休憩するところがない	休憩施設の設置		●	歩道設置の際、幅員に余裕がある場合にはベンチを設置

(7)その他の事業

事業箇所	課題	主な事業内容	平成 27 年 度まで	平成 32 年 度まで	備 考
錦駅	手すりがない	手すりの設置		●	現在、階段部の片側にしかない手すりを反対側にも追加
膳所駅前広場	・京阪⇄JR への移動の坂がきつい ・トイレへの坂がきつい	移動の連続性に配慮した歩行空間の確保（勾配等の配慮）		●	
		道路の移動等円滑化整備ガイドラインに即した事業の実施		●	

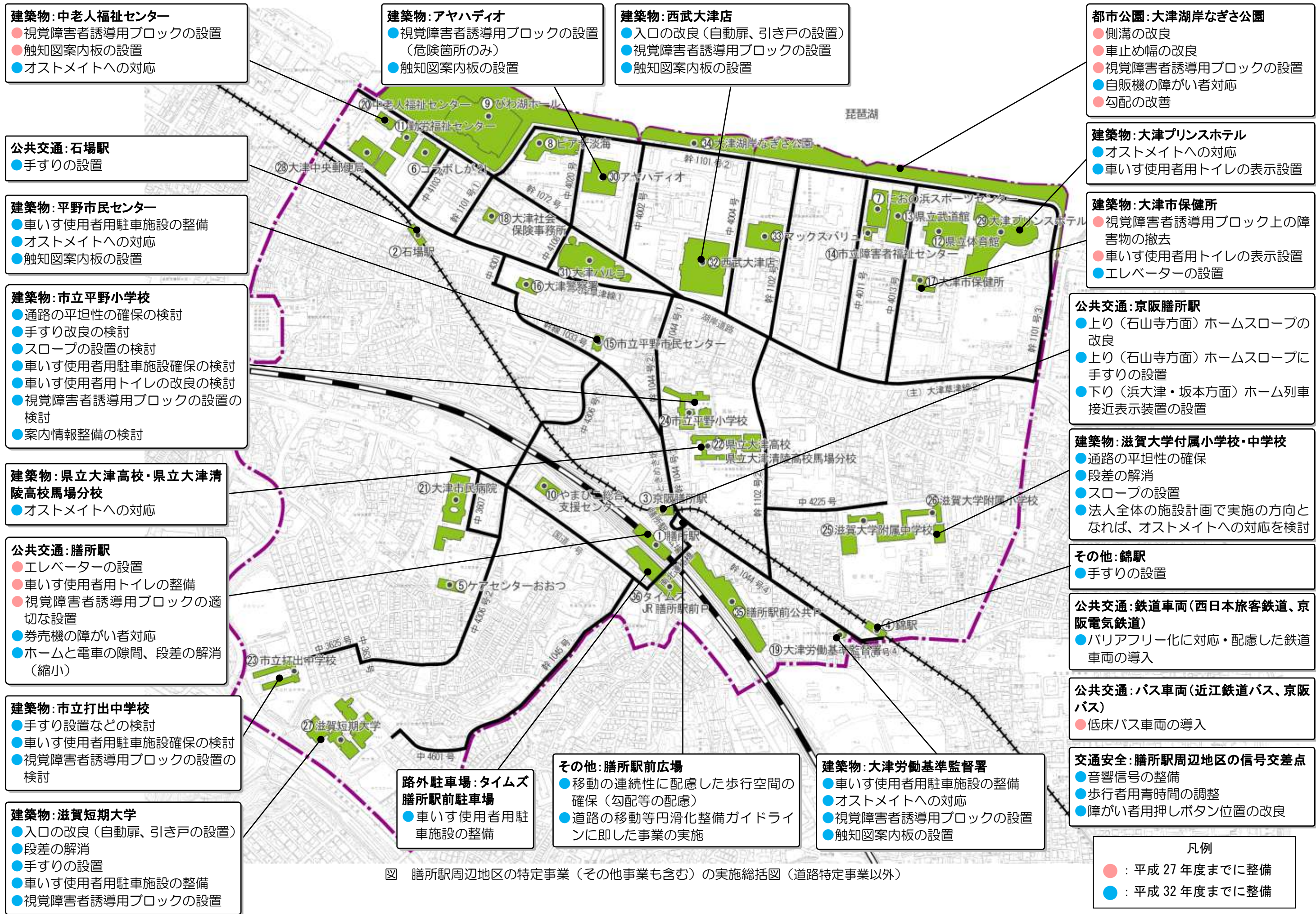


図 膳所駅周辺地区の特定事業（その他事業も含む）の実施総括図（道路特定事業以外）

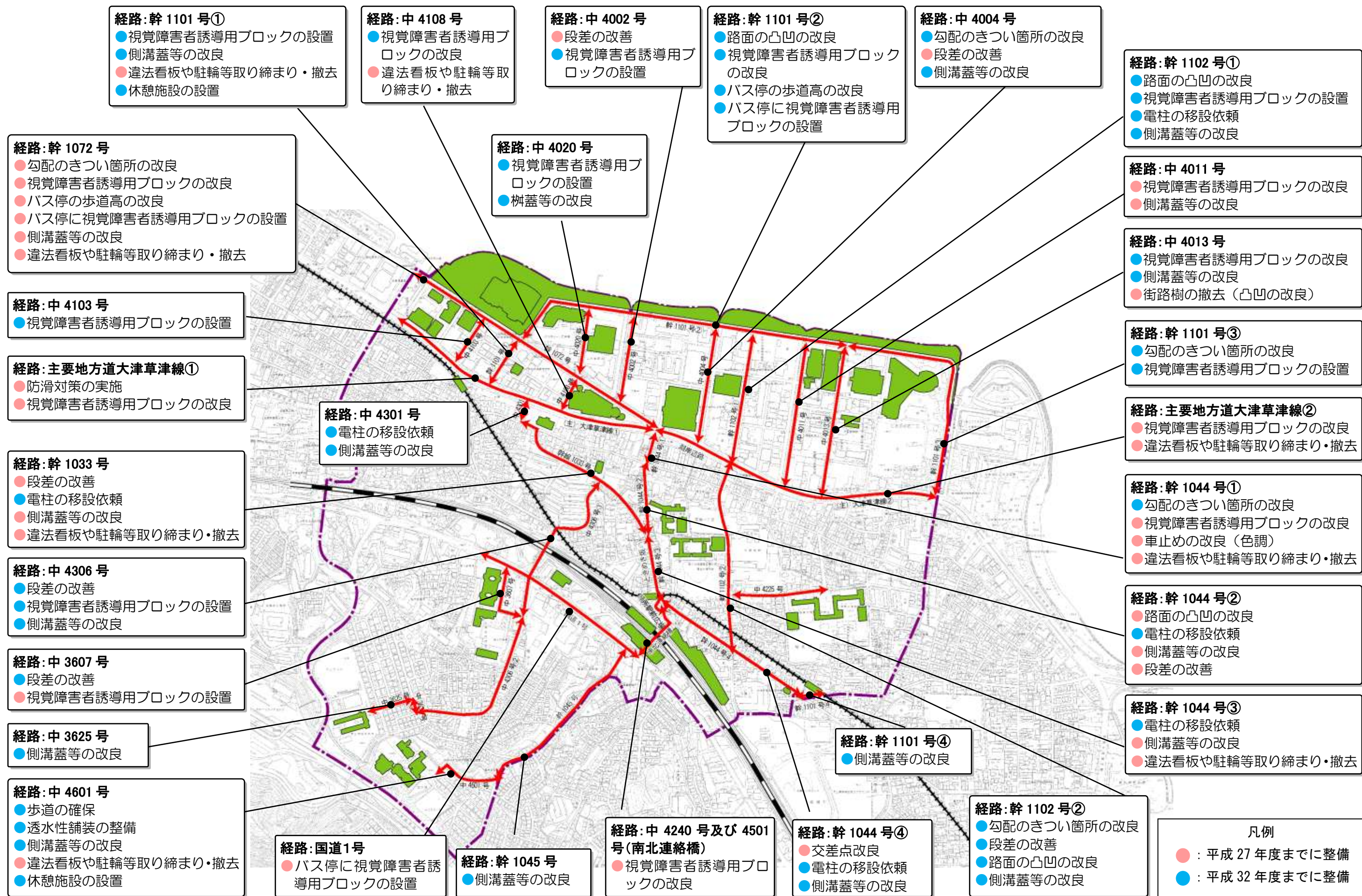


図 膳所駅周辺地区の特定事業の実施総括図（道路特定事業）

7章. その他全市的なバリアフリー化へ向けた取り組み

高齢者、障がい者等の移動円滑化を実現するためには施設の整備（ハード面）だけではなく、ソフト面での施策展開が必要です。

特に、バリアフリー化の重要性や高齢者、障がい者※等に対する理解を深め、行動につなげる「こころのバリアフリー」に向けた取組を推進していく必要があります。

※障がいには外見上わかりづらい聴覚障がい、精神障がい、発達障がい等の多様な特性があることを理解することが重要です。

1) 出前講座

大津市では、市職員がみなさんのもとへ出向き、行政の取組や専門知識等を紹介し、生涯学習の推進及び市政の進展に寄与することを目的とした『出前講座』の中で交通バリアフリー教室を開催しています。

この交通バリアフリー教室を通して、多くのみなさんに「こころのバリアフリー」を理解してもらうため、今後も取組を推進していきます。

また、小中学校において、こころのバリアフリーに関する授業の実施を働きかけたり、出前講座を活用して機会を設けたりするなど、バリアフリー教育を充実します。



図 出前講座の概要

2) バリアフリーに関する情報提供

バリアフリー整備が実施された場合でも、その情報が利用者等に周知されておらず、利用されなければ意味がありません。

そのため、バリアフリー整備に関する情報や、バリアフリーマップの作成等の「バリアフリーに関する情報提供」を実施していきます。

なお、情報提供にあたっては利用する高齢者や障がい者等のニーズ、施設及び設備の用途等に応じて、大きな文字又は適切な色の組み合わせを用いて見やすく表示することや図記号又は平仮名による表示の併記等を行うこと等、分かりやすくなるようにします。

3) 従業員に対する適切な教育訓練の実施

交通事業者や施設等の関連事業者の従業員が、高齢者、障がい者等に対して、お客様として適切な対応や必要な介助を行うために、計画的・継続的な教育訓練を従業員に対して行うことが重要となります。

そのため、交通事業者や施設等の管理者は、高齢者、障がい者等の意見を反映した対応マニュアルの整備及び計画的な研修をPDCAサイクルで実施するように努めます。

4) 小中学校におけるバリアフリー教育の充実

こころのバリアフリーの推進には、大人が率先して行動することが重要ですが、大津市の将来を担う子どもたちが、年少の頃からこころのバリアフリーについて自然に行動に移せるように、聞いたり、考えたりする機会を設けることが求められます。そのためにも、小中学校の教育のなかで、積極的に取り組みます。

5) 違法駐輪・看板等の解消に向けた意識の向上

大津市においても、主要な経路上に違法駐輪や看板等が存在し、高齢者、障がい者等の移動の妨げになっていることが確認されています。

また、車いす利用者が施設を利用しやすいように施設の入り口近くに設置されている車いす使用者用駐車施設を、該当しない方々が駐車することも見受けられます。

このため、地域の方々に違法な駐輪・看板等が高齢者、障がい者等の移動の妨げになっていることを理解してもらったり、車いす使用者用駐車施設に該当者以外は駐車しないように呼びかけたりするなど、普及啓発活動を推進していきます。

8章. 基本構想策定後の事業推進にあたって

8-1. 円滑な事業実施に向けて

「移動等円滑化の促進に関する基本方針（案）」には、「移動等円滑化を進めるに当たっては、高齢者、障がい者等の意見を十分に聴き、それを反映させることが重要である」と規定されています。

市民、関連事業者、大津市は、互いに協力して、4章で示した役割及び責務を果たすことで、高齢者、障がい者等にとって、より使いやすい整備と円滑な事業の推進を図ります。

なお、円滑な事業の実施に向けても障がいには、聴覚障がい、精神障がい、発達障がい等、多様な特性があることに留意していく必要があります。

8-2. 事業の進捗管理および事業評価

大津市においては、基本構想に記載された事業の進行管理について、高齢者、障がい者等とともに協議する大津市交通バリアフリー推進協議会を活用しながら実施し、次の事業展開が円滑に進行するようPDCAサイクルのスパイラルアップの考えをもとに取り組み、バリアフリー化を推進していくこととします。

そのため、大津市では基本構想策定後も、施設を利用する高齢者、障がい者等の利用状況及び、重点整備地区における移動等円滑化のための施設及び車両等の整備状況等を把握し、協議会等の活用により基本構想に基づき実施された事業の成果について評価を行っていきます。

また、歩行空間のバリアフリー化には、物理的なバリアの解消とともに、情報提供などの支援も求められており、現在、最先端の情報通信技術を活用した新たな歩行支援システムなどのバリアフリー化に関する技術開発が進められています。

以上のように、実施した事業の評価や新たな技術開発の動向を基に、必要に応じて、バリアフリー化のための事業の見直しについて検討を行うものとしします。

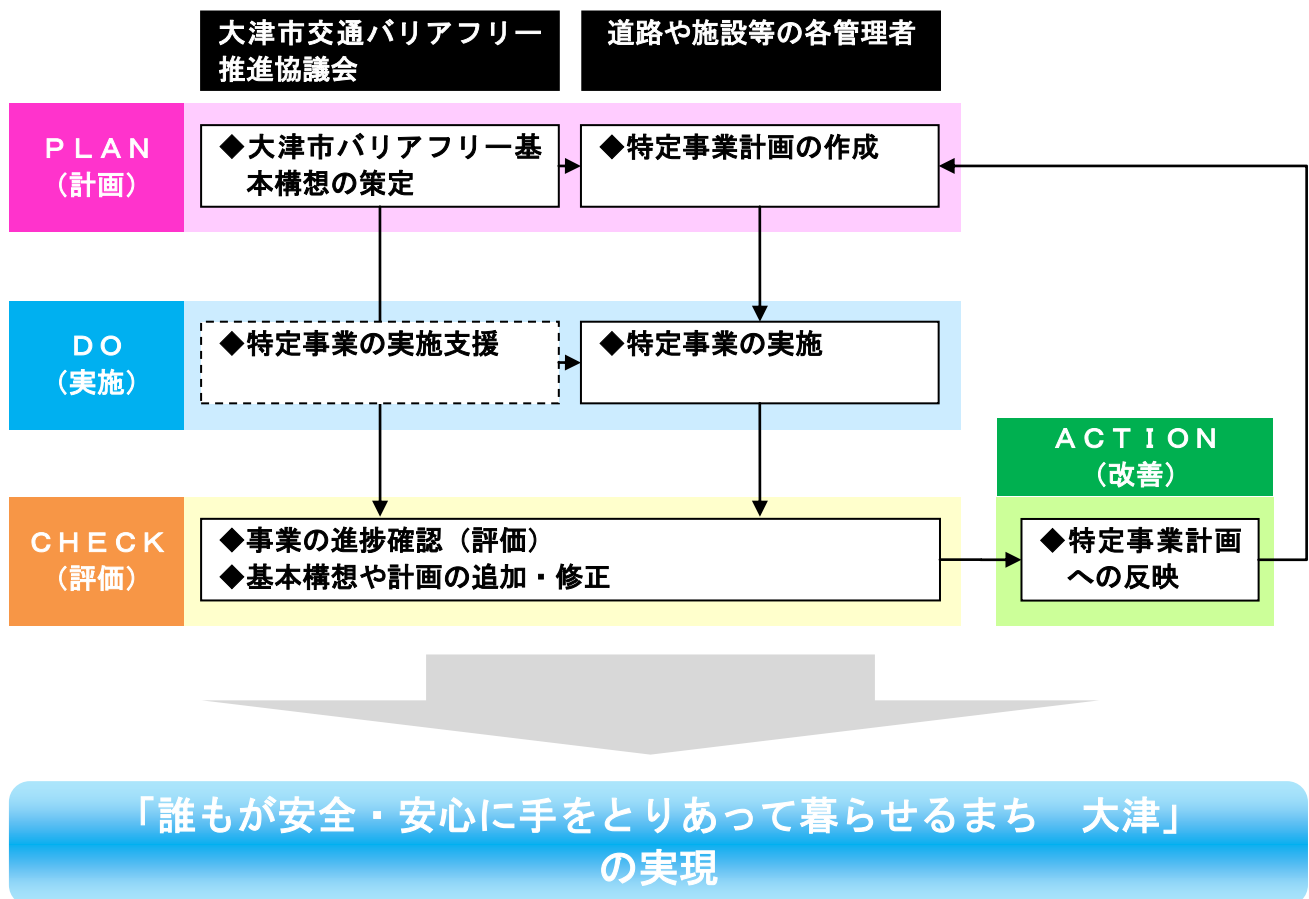


図 事業の進め方

8-3. 進捗状況及び事業内容の広報

大津市と関連事業者は、施設が有効に利用されるように、バリアフリー化の事業の進捗状況及びバリアフリー化された施設の位置や利用の仕方などの利用案内について、連携して広報に努めることとします。

なお、広報にあたっては利用する高齢者や障がい者等のニーズ、施設及び設備の用途等に応じて、大きな文字又は適切な色の組み合わせを用いて見やすく表示することや図記号又は平仮名による表示の併記等を行うこと等、分かりやすくなるように留意します。



図 広報のイメージ（福井県の事例）